

長崎県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）に対するパブリックコメントの募集結果について

長崎県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書（案）についてパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
いただいたご意見に対する考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 募集期間 令和3年2月16日（火）～令和3年3月8日（月）

2. 募集方法 郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法 県ホームページに掲載するほか、下記の場所で閲覧可能
長崎県産業労働部新産業創造課、長崎振興局、県央振興局、島原振興局、県北振興局、五島振興局、壱岐振興局、対馬振興局、壱岐市役所郷ノ浦庁舎総務部SDGs未来課、壱岐市役所芦辺支所・石田支所、勝本支所、対馬市役所島づくり推進部しまの力創生課、対馬市役所豊玉庁舎・上対馬庁舎

4. 意見の件数と意見の提出者数

意見の件数 32件

意見の提出者数 12件

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	ゾーニング報告書に反映させる必要があるもの。	1
B	ゾーニング報告書内で示した内容と概ね合致するもの。	0
C	今後検討していく必要のあるもの。	31
D	ゾーニング報告書に反映させることが困難なもの。	0
E	その他上記に分類できないもの。	0
合計		32

6. 提出された意見の要旨及び県の考え方（別添）

表 提出されたご意見の要旨及び県の考え方 (1/4)

No.	対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	C	魚道がどのように変化するか解らないが、この計画については、漁業者を代表する漁協として、絶対反対である。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
2	C	(長崎県内の漁業協同組合)ですが、営なむ漁業は、さし網、ごち網、たこつぼ、かご、いかつり、まきあみ、潜水、定置網漁業と多種類の漁業を操業しております。水揚げ約15億、漁船数700隻の漁協であります。漁場として県北海域、壱岐、対馬沖にて操業しております。 洋上風力発電については、特に唐津沖に計画されている海域について、私共の県北海域の操業区域でもあり、回遊魚、トビウオ、ブリ、イカ、シイラ等の魚道を妨げることになり、多大な水揚げ減少になる事が想定されます。まさに、我々漁業に携わる者として死活問題となり、後継者も育ちません。 建設には絶対反対します。 又、壱岐、対馬地区にしても対馬海流に影響し漁場が失うことも考えられます。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
3	C	(長崎県内の漁業協同組合)ですが、営む漁業は、定置網(大型4統、小型1統)、蛸壺、刺網、船曳(あご網)、一本釣り、曳縄漁と多岐にわたり、水揚げ高4億5千万円で船籍数は115隻を有し漁場としては、県北海域全般にわたって操業しております。 洋上風力発電について、特に唐津沖に計画されている海域については、私共の操業海域であり、また、その海域を回遊し生月湾に流れるトビウオ、シイラ、ブリ、マグロ等の魚道でもあります、その魚道を止める事となる洋上風力建設は我々漁業者の生活の糧を奪い取ることとなり影響は計り知れない。建設に関わる者もその事を重く受け止めていただきたい。 国が主体となって取り組む脱炭素社会への転換の陰には犠牲になる我々の様な漁業者が多くいる事も認識していただきたい。 洋上風力発電施設の建設には絶対反対します。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
4	C	漁業者の生活を守るため、断固反対です。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
5	C	P2~3 ゾーニングの定義付け、手法の必要性をもっと説明すべき。従来洋上風力の設置場所は風量、風速の年間稼働率や漁業や騒音環境性であった。今回これに地域近代観光遺産との整合性が言われているが、さらに航空法や渡り鳥など分析評価(環境アセス)、無理して、国の指定受ける対応しているように見える。風水害、雷火災など耐久性など、メンテナンスなど評価すべきである。 又、どのように発電、送電、消費するのかなど運用面での評価が重要。現在、長崎県下五島列島内の洋上風車の送電線20万kw内の送電線があり、この範囲なら、離島の地産地消範囲ならこれで活用可能であるが、本土と離島間の海底送電線が必要なら以下、候補に上がるケースの想定が必要である。 ①上五島、上五島空港、平島、与島、西海市間、本土松島火力線間の20-50万kwの国による送電線pjを建設すべき ②さらに、松浦、唐津電源地区も短い海底送電線100万kw送電線pj建設すべきである。 ③対馬臨海浮体式30m浅海発電~壱岐島(距離40km)と呼子、松浦地区(距離100km以上)を本土線、特に玄海原発や松浦、唐津火力線ラインに接続し、火力発電→再生風力発電又は遠方の対馬と壱岐島は従来のディーゼル汽笛発電に変わる、風力、太陽光発電による、蓄電池や、水素製造、タンク→本土松浦、福岡響灘貯蔵タンクでLNGガスに替わる発電燃料とする案である。	本ゾーニングにて検討した項目は、長崎県が目指す環境配慮・地域共生型の洋上風力発電の導入に際して検討する必要があると判断した項目となっております。 また、災害リスクや運用上の適否などの具体的な事業性に関する事項は、次年度以降、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ、検討されていくものと考えております。
	C	P3 ゾーニング対象と範囲に関し、各県単位の毎の伺いでは県境付近での風車建設の伺いが大変であろう。欧州同様、共同開発の必要性が重要だと思われるが、どのように開発されるか?	本ゾーニングで選定したエリアは、あくまで長崎県における洋上風力発電導入を目指す区域として選定しており、隣接県等との共同開発の実施は現段階では考えておりません。
	C	P14 図1・3の男女群島の瓢箪型ゾーンの洋上風車発電はその立地最適性はどのような観点から考えているか? 特に長崎県の洋上風車の立地条件、沿岸部から30km範囲内で水深200m内とされるのでは、浮体式洋上風車式はこれまで鹿島沖、福島県沖でコスト4倍と建設費及びメンテナンスコストが高く電力製造単価が高すぎると言われ、無理した結果では経済性が成立しないのでは?又、最近の地球温暖化による大型台風による、風車破損やそれによる潤滑油による海の汚染対策など、フェールセーフ対策が必要。	ゾーニング対象範囲は、本ゾーニングにおける調査・検討の範囲を表すものとして設定しており、当該範囲に含まれる全ての海域が洋上風力発電の適地として考えているわけではありません。 また、具体的な事業性に関する事項は、次年度以降、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ、検討されていくものと考えております。

表 提出されたご意見の要旨及び県の考え方 (2/4)

No.	対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
5	C	<p>P9 地域（ゾーニング対象範囲）p41 1・5・2 風車規模の想定、送電網力 2030年の発電量136万kw内長崎県離島は20万kw 洋上風車発電量300万kw≧20万kwであり、 (1)発電地域と発電量とその効率的消費について提案 ①上下五島列島は地産地消；蓄電池数日以内処理か水素製造液化が必要都会地区に水素発電用途に活用。残りは、海底送電網50～100万kwを下五島～上五島空港～平島、与島～崎と島、大島から西海市 松島火力発電送電線網と相浦、松浦火力線に接続し、発電による電力製造事業化した方がいい。西海市洋上風車もこのライン活用できる、この海底送電網は国のpjとして建設し、電力会社に貸与が必要。 ②まつうら、唐津地区ー福岡西洋上風車は玄海原子力発電、唐津、松浦送電網との連携線活用、将来的化石燃料発電代替による発電、送電対応 ③対馬ー壱岐（50km距離）～呼子、唐津（50km）は本土に接続するのは遠すぎるので海底送電網は両島間のみとし、防衛上も含め、地産地消主体とし、島内に非常用蓄電池設備と水素製造設備や水素ガスエンジン発電機を回し発電に供し、メンテナンス工場立地やそれによる島内雇用の拡大に貢献できる。又、両島内発電で製造した安価液体水素は水素船にて、博多響灘へ水素発電用燃料として都市部に供給する。 (2)台風対策、雷雨火災防止や油漏れによる海洋汚染防止対策としてのフェールセーフ対策は？ (3)一般に着床式より高コストと言われる浮体式風車の建設コスト低減の具体策は？ (4)最近の対馬、壱岐両島の電力消費量と送電網活用 地産地消の経済性は成立するのか？従来のディーゼル発電機50万kw級代替発電機 洋上風車と蓄電池と水素製造、タンクガスエンジン発電機方式など検討下さい。</p>	<p>ご指摘のとおり、現在の導入目標量と実態には大きな乖離があると考えております。具体的な導入目標量については、次年度以降、本ゾーニングの結果を含めて検討していく予定としております。 また、洋上風力発電による電力の利活用は重要な課題であると考えており、次年度以降、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ、検討していく予定としております。</p>
	C	<p>P11～13 ゾーニングの活用、見直しについて A 上下五島列島発電と海底送電網国プロ採用で松島、松浦送電網に接続 B 松浦、唐津、福岡西湾岸線発電ーで火力線送電網に接続 C 対馬ー壱岐間60kmは海底送電線国プロ建設、地産地消主体、蓄電池と水素製造と水素エンジン発電機 更に水素船で都市部に搬送し燃料電池発電用や大容量水素ボイラタービン発電事業など。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ゾーニングの活用、見直しの際の参考とさせていただきます。</p>
	C	<p>P22～23 壱岐、対馬の漁業域、航路域など制限されると、立地範囲が非常に狭いのでは？</p>	<p>ご指摘のとおり、「候補エリア」内には、複数の海域先行利用が存在していることから、事業の実施に際しては、利害関係者の方々と協議、調整が必要と考えております。 また、事業に必要な範囲は、発電事業者による具体的な事業計画を基に検討していく予定となっております。</p>
	C	<p>P47～60 第2項ゾーニング結果 2、3ゾーニングマップについて、種々の制限条件全てを回避したマップではあまり洋上風車の最適地と言えないのでは？あくまで経済性や安全性重視とした最適地とすべきである。余りに全てのヒアリングして最適地から外していないか？</p>	<p>本ゾーニングは、環境や海域の先行利用に配慮した洋上風力発電導入の適地を選定することを目的に実施しました。具体的な事業性に関する事項は、「候補エリア」を中心に、次年度以降検討していく予定としております。</p>
	C	<p>全般について、p47～第2項 風車の建設費、メンテナンス性、耐久性など経済性が成立しないと建設できない、とくに従来火力発電に変わる大電力発電の実現が重要で安定した送電網ができるかである。この点の検討が不足している。これからのかもしれないが？ 大学、メーカー専門家の具体的検討となろう。</p>	<p>ご理解の通り、具体的な事業性に関する事項は、次年度以降検討していく予定としております。 送電網に関しても重要な課題と考えており、発電事業者による具体的な事業計画を基に検討していく予定となっております。</p>
6	C	<p>2030年度の洋上風力発電の導入目標を20万kW（平成25年度策定）と設定しているが、現在県内で検討されている計画は300万kWとなっている。実際のところ導入目標をどのように考えているのか示していただきたい。（ページ：8 項目名：風力発電の導入見直し）</p>	<p>ご指摘のとおり、現在の導入目標量と実態には大きな乖離があると考えております。具体的な導入目標量については、次年度以降、本ゾーニングの結果を含めて検討していく予定としております。</p>
	C	<p>我々は、主に壱岐水道や対馬海峡から南下する回遊魚、アゴやブリ、マグロ、イカ類などを漁獲して生計を立てている。この海域に大型の洋上風力発電用を多数設置すれば、音や振動により魚道が変化する公算が大きい。胃袋が比較的大きい回遊魚は音や振動に敏感で、洋上風力発電設置海域を避けられると思われ、地形を鑑みると平戸周辺海域に回遊魚が回遊しなくなる恐れが大きい。なお、共同漁業権外での計画であり、この海域で漁業（イカ釣り、一本釣りなど）を営んでいる平戸の漁民が多数いるのに協議会の構成員にならず、ヒアリングの対象にならないのは納得いかない。回遊魚に境界線はないという視点が欠落している。（ページ14,23 項目名：ヒアリング調査、合意形成）</p>	<p>本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。</p>
	C	<p>洋上風力発電で一番影響を受けるのは漁業者なのに魚類（特に回遊魚）が入っていないのはどういうことなのか。（ページ：49,79 項目名：適地エリア抽出の際に注意すべき事項の把握）</p>	<p>1次スクリーニング（「適地エリア」の抽出）では、ゾーニング対象範囲から、環境保全が優先される海域や先行利用の比較的小さい海域を抽出することを目的に、既存資料により把握できた環境情報を重ね合わせてゾーニングを実施しました。魚類の生息状況及び漁業への影響については、事業者による具体的な事業計画を踏まえ、今後検討、協議を実施していく予定としております。</p>

表 提出されたご意見の要旨及び県の考え方 (3/4)

No.	対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
6	C	宍岐周辺の候補エリアが広大過ぎるのではないかと。洋上風力発電設置エリアでは安全性を考慮して操業はかなり制限されると聞く。操業制限がどのくらいなのか示してほしい。先進地のヨーロッパの洋上風力発電エリアでは全面的に漁業を放棄していると聞く。(ページ：59 項目名：候補エリア(宍岐周辺海域))	「候補エリア」は、洋上風力発電事業の導入を検討することが可能なエリアであり、「候補エリア」内の全ての範囲で、洋上風力発電が建設されるわけではありません。また、「候補エリア」内での漁業操業に関する取り決めは、今後、発電事業者と協議していくべき事項であり、現段階で操業制限に関する事項は決められておりません。
	C	風車の人工漁礁化など色んなメニューを挙げているが、洋上風力発電を推進するための作文、方便に感じる。着床式の支柱や基礎部は漁礁にならない。浮体式が浮き漁礁としての効果があるとの記載だが、蝸集効果はあっても安全性やアンカーなどの存在で漁ができるとはとても思えない。(ページ：64～ 項目名：漁業協調に関する方策)	洋上風力発電による漁業協調の方策は、一般的な事項であり、先行事例等により一定の効果があるとされている項目を記載しております。また、現段階において、「候補エリア」内でのどのような規模、内容の洋上風力発電が実施されるかは決定しておらず、漁業への影響については、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ、今後検討していく予定としております。
	C	社会性にかかる留意事項として、漁業に係る事項は漁業関係者等と協議を行い十分な配慮が必要であるとの記載であるが、その海域で漁業を営み、その海域から南下してくる回遊魚で生活している平戸地区漁民とも協議を行い十分な配慮をお願いしたい。(ページ：95～ 項目名：候補エリア)	漁業への影響は、今後も詳細な検討協議が必要な事項と考えております。今後の検討に際しては漁業関係者を含めた関係者の方々との十分な協議を行い、当該海域を先行利用される方々が一方的に不利益を被ることのないよう、県として徹底していく所存です。
	C	工事中に漁業や魚類に対してどのくらいの影響があるのか不明である。海底の砂や泥を巻き上げたらかなりの悪影響があると考えられる。音や振動も悪影響を及ぼす。また、使用後の撤去についても心配である。撤去費用を行政に基金として積み立てるなどの措置が必要ではないか。	現段階において、実際にどのような規模、内容の洋上風力発電が実施されるかは決定しておらず、洋上風力発電の建設を含めた事業による影響については、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ、今後検討していく予定としております。
7	C	左記のページ(50,76,89,91,93,97)のとおり、先行利用者かつ件の許認可業種として海砂採取業者に関する記載がありますが、関係者会議の構成員に選任されていないのは何故ですか。また、先行利用者の中で海砂採取業者以外の方への個別ヒアリングは既に終了しているのに、何故海砂採取業者への個別ヒアリングは実際されないのですか。弊組合は、本件に関する情報を令和3年2月10日付の長崎新聞記事で初めて知って正直驚愕し、現在の採取場及び今後の採取場の確保がどうなるのか大いに危惧しております。その一方で県からの情報提供が今日までなぜ一度もなされなかったのか疑問に思えてなりません。本件について弊組合は、地域の産業等との共生は重要と考えており、今後の協議においては、海域の先行利用者たる漁業関係者及び海砂採取業者との協調・共生型導入を前提とした検討を是非お願いしたい。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域においての洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
8	C	浮体式風車が浮漁礁として効果を発揮すれば、回遊魚の動きに変化が生じ、定置網に特に影響を及ぼす恐れがある。また公海上に設置となれば、当海域で操業を行う漁業者の支障になることから洋上風力発電の設置には反対である。	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域においての洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
9	C	①「宍岐南部海域は佐賀県との想定中間線までの範囲をゾーニング対象とした。」とありますが、福岡県と県境について協議したように、今後佐賀県とエリア②の境界ラインについて協議することを予定しているかどうかをご教示ください。協議する場合はどのような協議を想定しているのか、しない場合はなぜしないのかご教示ください。(ページ：4 項目名：ゾーニング対象範囲の設定条件)	福岡県とは県境ではなく、ゾーニング対象範囲について協議したものです。佐賀県との境界ラインについては、佐賀県が実施するゾーニング実証事業のゾーニング対象範囲の境界と合致しており、佐賀県からも問題ないとの回答を得ています。よって、今後本事項について佐賀県と協議していくことは想定しておりません。
	C	②長崎県内には複数個所の火力発電所があり、他県に比べて基幹送電線の整備が進んでいると存じます。しかしながら洋上風力以外の電源(太陽光やバイオマス等)が先に長崎県内の系統枠を確保した場合、事業開始に一定の時間を要する洋上風力発電の電源を接続することが難しくなる可能性があると考えています。その場合、隣県の基幹送電線に接続する可能性も考えられると思いますが、その点について貴県のお考えをご教示いただけますでしょうか。(ページ：9 項目名：地域の概況(3)事業性に係る条件)	現段階で具体的な事業に係る事項は検討しておりません。洋上風力発電により発電された電力の利活用も含め、次年度以降検討、協議していくこととなります。
	C	③ヒアリング調査の対象に地域住民の方々がふくまれておりませんが、次年度以降、地域住民の方々を対象としたヒアリングも実施すべきと考えます。事業への理解醸成や、住民の方が何を懸念し、何を求めているのかの把握の一助になると考えます。次年度以降のヒアリング対象に住民を含める意向はあるか、含める場合はどのような形でヒアリングを実施するのか、含めない場合はその理由をご教示ください。(ページ：14 項目名：ヒアリング調査)	実際の事業実施には、関係者との協議を継続していく必要があると考えております。なお、「候補エリア」における洋上風力発電導入に向けては、当該エリアに近接する対馬市、宍岐市が主体となり次年度以降検討を継続していく意向が確認できており、その中で地域住民の方々を含めた関係者との協議が実施される予定となっております。
A	④「②原則として保全エリアを含まない海域」とありますが、「原則」の意味するところをご教示ください。「例外」はどのようなケースかご説明をお願いいたします。(ページ：52 項目名：適地エリアの抽出条件)	「適地エリア」は「保全エリア」を含まない海域であり、「例外」はございません。誤解を招く表現であったことから、記載を改めます。	

表 提出されたご意見の要旨及び県の考え方 (4/4)

No.	対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
9	C	⑤市内の漁業組合の方々からのヒアリング内容がすべて黒塗りされておりますが、事業を検討するうえで漁法・操業範囲・洋上風力に対する期待・懸念点を理解することは大変重要だと理解しています。今後何らかの形で公表いただくことをご検討いただきたく存じます。(ページ：資料1-12～1～38)	操業範囲や操業時期などの情報は、漁業関係者の方々に考慮して非公開とさせていただいております。非公開部分の開示については個別の相談により公表の可否を検討させていただきます。
	C	⑥防衛省へのヒアリング結果において「具体的な影響は、建設される風車の緯度経度、規格等を確認の上、評価させて頂く。」との回答が記載されておりますが、今後の事業検討においてある程度防衛関連の影響を把握しておくことは重要であると考えております。貴県より具体的な影響を今後確認する予定はございますか。又その場合時期はいつ頃を予定されておりますでしょうか。(ページ：資料1-3)	防衛関連の影響については、今後、長崎県から直接関係機関に問い合わせる予定はありません。当該情報の確認については、今後の洋上風力発電導入に向けた詳細検討を実施していく予定の対馬市、杵岐市と協議し対応を検討していただく必要があります。
	C	⑦杵岐市の北東エリア(エリア①)においては他の2つの候補エリアと異なり、「留意すべき範囲」と重なっております。一部航路とも重なっているように見えますが、利害関係者との調整は可能と判断されるため、エリア①が選定されたという理解で宜しいでしょうか。(ページ：63 項目名：図2.6(3)ゾーニングマップ杵岐市周辺)	ご理解の通りです。 「候補エリア①」を含めた複数のエリアは、一部「候補エリア抽出の際に留意すべき範囲等」と重複している状態にあり、事業の実施に際しては、利害関係者の方々と協議、調整が必要と考えております。
	C	⑧対馬・杵岐ともに九州本土との連係がなく、島内の火力発電所による独立電源で賄われているため、洋上風力の実現においては九州本土への海底ケーブルの敷設が必要になるとの恐れ、事業エリアを最終決定するうえでは海底ケーブルのルートも重要になると考えます。 次年度以降のゾーニングにおいて、漁業者や運航事業者等の関係者や関係機関、有識者等にヒアリングを行ったうえで、海底ケーブル敷設ルートの検討を実施するかどうかご回答をお願いいたします。(その他)	ご指摘の通り、対馬市、杵岐市は現在独立電源で島内の電力が賄われている状況にあり、洋上風力発電による電力の利活用は重要な課題であると考えております。 海底ケーブルの敷設ルートについては、次年度以降の課題として、今後検討、協議していきたいと考えております。
10	C	候補エリア③は「N:33° 41' 43" E:129° 22' 35"」「N:33° 40' 19" E:129° 29' 57"」の2地点を基準として南側のラインが定められているが、根拠が不明確です。P55の表2.4(4)適地エリア(No.4杵岐南西沖)にて[「留意すべき範囲」が比較的少なく、「一定規模以上の範囲を確保できる。」と分析されていることも踏まえ、南側により広く検討されるべきだと考えます。(ページ：59 項目名：図2.5(3)候補エリア(杵岐周辺海域))	「候補エリア③」の南側の海域は、多数の漁業関係者にとって漁業操業上重要な海域となっており、洋上風力発電の導入に向けた検討、協議が困難な海域と判断しました。ただし、「候補エリア」の範囲及び位置は、今後の関係者間の協議により変更される可能性がございます。
11	C	洋上風力発電事業計画に係る環境影響評価の手続き状況として、平戸市沖で手続き中となっておりますが、現在、調査が予定されている長崎県平戸市沖～佐賀県馬渡島沖、及び佐賀県唐津市沖の海域は、私たち漁業者にとって重要な漁場であり、先祖代々この玄界灘の海の恵みを受けてきた好漁場であります。また、松浦市以外の県北海区漁協に所属する漁業者もこの海域で操業を行っており、私共と同様に不安を抱えていると聞いております。 この海域では、ごち網漁やたこぼ漁、まき網、はえなわ漁、かご漁、刺し網漁など多種多様な漁が行われていることに加え、この海域を回遊して伊万里湾内をめざして南下してくる魚を漁獲する定置網漁の重要な水産資源であるとともに、多くの魚種が産卵場所とする地域固有の水産資源箇所でもあります。 私たちも、再生可能エネルギーの重要性は十分に認識しておりますが、本市の基幹産業は自然の恵みを生産の源とする農林水産業であり、松浦市の未来を考えた時、特に水産業においては、この豊かな水産資源を適切に管理し、松浦市沿岸の好漁場を後世に残し、守り伝えてゆくことが私たちに課せられた使命であると考えています。 このようなことから、玄界灘の当該海域における洋上風力発電事業等については容認できませんので絶対反対いたします。(ページ：11 項目1.2.3地域(ゾーニング対象範囲)の概況③既存の洋上風力発電等の設置状況) 「ゾーニングの見直しは、必要に応じて主体間の再調整等より設定条件の見直しを行い、「候補エリア」の修正等のフィードバックを行う。また、長崎県周辺海域は洋上風力発電に適した良好な風向に恵まれており、本ゾーニングで最終的に「候補エリア」として選定した対馬市と杵岐市周辺の2エリア以外にも、洋上風力発電の適地として資質を十分に有した海域が残されている。このことから「適地エリア」として選定されたエリア以外について検討及び関係市町との調整を継続し、今後も長崎県周辺海域における洋上風力発電の適地を抽出していく」となっています。 このことは、「適地エリア」として選定するだけでなく、適地エリアに選定しない見直しも行うこととするよう、強く要望いたします。(ページ：13 項目名：1.2.5ゾーニングの見直し) ”	本ゾーニングは、あくまで長崎県周辺海域における洋上風力発電導入を前提としたものではなく、洋上風力発電の可能性を検討するものであり、今後の洋上風力発電の検討に際しては、詳細な検討、協議を継続していく予定です。 洋上風力発電の導入に伴う漁業への影響についても、検討、協議を継続し、当該海域を利用される漁業関係者の皆様の合意を得られないまま実施されることのないよう長崎県として徹底してまいります。
12	C	・洋上風力発電は今後の温暖化による巨大台風の襲来などを考えると費用対効果で？です。 ・長崎県の海の景観のためにも洋上風力発電の設置には反対です。 ・風力発電は費用対効果で？との情報もあり、洋上風力発電はよりリスクが高い？	本ゾーニングでは、台風によるリスクや費用対効果など具体的な事業性に関する事項は考慮しておらず、次年度以降検討していくべき事項としております。また、景観への影響についても、本年度の検討結果を基に、次年度以降、発電事業者による具体的な事業計画を踏まえ更なる検討を実施していきたいと考えております。